

下仁田町チャレンジショップ出店者募集要項

1 施設概要

所在地	甘楽郡下仁田町大字下仁田202番地
募集区間	下仁田町チャレンジショップ（見世蔵及び厨房）
面積	見世蔵：1階床面積46.72㎡、2階：38.88㎡ 厨房：9.31㎡、トイレ：2.28㎡
構造	見世蔵：土蔵造瓦葺2階建て 厨房：木造平屋建て
設備	室内照明、室内エアコン、トイレ、 厨房設備（冷蔵庫、シンク、調理台、ガスコンロなど）※
入居可能日	令和4年12月1日以降

※厨房の設備（排水・排気）の仕様により、大量の油等を排出する事業には向きません。

2 使用期間

3年以内（町長が認める場合は、期間の延長が可能です）

3 営業時間

午前10時から午後10時（施設の利用は24時間可能です）

上記時間内で、原則として週4日以上、かつ1日あたり4時間以上の営業を行うことが条件になります（定休日については、使用者の自由に設定できます。）。

ただし、主に店舗での販売等を行わない業種はこの限りではありません。

（例）週4日施設内で制作活動を行い、週末2日間のみ店頭での販売を行う場合

4 募集業種

全業種（業種を問いません）

5 応募資格

応募対象者は、以下の要件を全て満たした方とします。

- （1）将来的に下仁田町内での創業の意欲がある個人または法人等。
- （2）チャレンジショップで行う事業に必要な資格または許認可を取得している方、若しくは、事業開始までに取得予定の方。
- （3）公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがないこと。
- （4）チャレンジショップの施設、設備等を汚損し、または破損する恐れがないこと。
- （5）下仁田町が定める暴力団排除等に関する事項に該当しないこと。

- (6) 政治性又は宗教性のある事業を行わないこと。
- (7) 特定の主義や主張を行う事業を行わないこと。
- (8) 単に事業を行う事務所や無人販売等の使用でないこと。

6 費用

使用料：月額 20,000 円（浄化槽管理料含む）

保証料：60,000 円（使用料の 3 か月分、使用期間が 1 か月以上の場合必要）

※保証料については、未納の使用料や原状回復に要する費用が生じたときに使用し、退去後に使用者に返還します。

※以下の費用については、使用者の負担となります。

- (1) 光熱費
- (2) 内装費（現状復旧できない内装工事はできません）
- (3) 店舗什器の購入費用及び搬入にかかる費用
- (4) 排水設備及びグリストラップ等施設の維持管理費
- (5) 使用期間後の退去費用

7 応募スケジュール

応募期間 令和 4 年 4 月 1 日（金）から令和 4 年 6 月 30 日（木）まで

面接審査 令和 4 年 7 月中旬（予定）

使用者決定 令和 4 年 7 月下旬（予定）

開業準備 令和 4 年 11 月 1 日（火）から

事業開始日 令和 4 年 12 月 1 日（木）以降、準備が整い次第創業

8 応募方法

(1) 提出書類

ア 下仁田町起業支援テレワークオフィス使用許可申請書（チャレンジショップ用）

イ （別紙）下仁田町チャレンジショップ企画提案書

ウ チャレンジショップに特別な設備の設置、又は変更※を加える場合、その内容を確認することができる図面等

※建物の構造・機能を損なわない範囲で行われる変更（改修）に限ります。

(2) 提出先・問合せ先

下仁田町商工観光課（土日祝日を除く 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

〒370-2601

甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地

電話：0274-64-8805（ダイヤルイン）

FAX：0274-82-5766

- (3) 提出方法
持参又は郵送

9 選考方法

- (1) 応募期間終了後、「下仁田町チャレンジショップ使用許可等選考委員会」における面接審査を行い、使用者を決定します。
- (2) 審査結果については、採否に関わらず応募者宛に郵送にて連絡します。
- (3) 審査結果に関するお問い合わせについては一切応じられません。

10 その他

- (1) 出店に係る火災・停電等の自然災害等、並びに、事故・盗難等による損害については、町は一切の責任を負いません。
- (2) 使用許可後、施設の使用に関する一切の権利を第三者に対して譲渡、転貸又は担保に供することはできません。
- (3) この募集要項に記載のない事項については、下仁田町が定めることとします。